理事長コラム　第３回

「高次脳機能障がいと成年後見制度」

NPO法人福岡・翼の会理事長　弁護士　小野裕樹
平和台法律事務所　092-761-4403
ono@heiwadai-law.jp

１　成年後見制度とは

ある人（成人）の財産を管理したり処分したりできるのは，本来その人だけです。家族であっても，本人の財産を勝手に処分することはできません。

しかし，財産を管理する能力が不十分な人にその（自分の）財産の管理を委ねてしまうと，度を越した無駄遣いをしたり，他人に騙されたり，通帳などをなくしてしまったりして，財産が失われてしまい，生活が立ち行かなくなるかもしれません。そのような場合に，本人の判断力を補い，その財産を守るための制度が成年後見（せいねんこうけん）制度です。

成年後見までは必要ない場合には，保佐（ほさ）や補助（ほじょ）という制度も用意されています。

成年後見は，本人の財産管理や処分を，家庭裁判所で選ばれた成年後見人が本人に代わって行うものです。成年後見人が付いた本人を被後見人（ひこうけんにん）といいます。後見人は，本人の代理人として，財産管理と身上監護（しんじょうかんご）を行います。身上監護とは，たとえば介護サービスの契約や入院手続をすることを指します。

成年後見は，年間約３万件申し立てられています。その原因の６割以上は認知症ですが，高次脳機能障害を理由とするものも数パーセントあります。

2　親族は成年後見人になれないか

成年後見制度の利用を考えるとき，デメリットと感じされるのが，家族が後見人になれないことがあること，その場合は専門職後見人の報酬が発生すること，裁判所への報告の手間などです。

後見人を決めるのは裁判所です。家族が後見人になりたくても，選ばれるとは限りません。家族以外の後見人の多くは，弁護士，司法書士，社会福祉士等の専門職です。

かつては，親族が後見人に選ばれるのは２割程度だったのですが，いまでは４分の３は親族後見人となっています。家族関係や財産状況が複雑でなければ，希望した候補者が成年後見人に就任できる場合が多いといえます。財産が多い場合でも，専門職の後見監督人(こうけんかんとくにん)が選ばれたり，後見制度支援信託(こうけんせいどしえんしんたく)や後見制度支援預金(こうけんせいどしえんよきん)を利用することによって，親族が後見人となることが増えています。

3　どんな場合に利用を考えるか

成年後見を申し立てる動機で最も多いのは預金の管理や解約です。ついで身上保護（入居契約，入院契約など）です。以下，介護保険契約，不動産の処分（施設入居のために自宅を売る場合など)，相続手続き,保険金受取り,訴訟手続き等となっています。最近は，施設の入居契約は成年後見人と結ぶという施設が増えており，施設入所のために成年後見を申し立てるケースもあります。

成年後見等の制度は，いったん始まると本人や家

族が希望したからといって終わりにはなりません。「こんなはずじゃなかった」ということにならないように，必要性と利用することによって生じる制約を考えて決めましょう。迷ったら「翼の会」に相談してください。

次回は,**「高次脳機能障がい者と損害賠償」**についてお話しします。

今月の無駄な一枚

北アルプスのライチョウです。視線の先にはまだ飛べない子どもたちがいます。